寒川町消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める 規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 27 年 3 月 31 日

寒川町長 木 村 俊 雄

## 寒川町規則第18号

寒川町消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

寒川町消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める 規則(平成18年寒川町規則第47号)の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の部 1 の項中「104, 290 円」を「104, 570 円」に改め、同部 2 の項中「56, 600 円」を「56, 790 円」に改め、同表随時介護を要する状態の部 1 の項中「52, 150 円」を「52, 290 円」に改め、同部 2 の項中「28, 300 円」を「28, 400 円」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。 (経過措置)
- 2 改正後の本則の表の規定は、平成27年4月分以後の月分の介護補償について適用 し、同日前に支給すべき事由の生じた介護補償及び同年3月分以前の月分の介護補 償については、なお従前の例による。